契約条項 P-3056(2)_210118

乙は、プリンティングシステム出力業務移行支援サービス（以下、本サービスという）を以下のとおり提供します。

1. 出力環境の設定
   乙は、甲が使用するプリンティングシステム（以下「本システム」という）の出力環境に関し、甲の要望にもとづき環境設定を行い、出力確認のうえ、設定内容およびテスト出力結果に関する成果物(以下「成果物」という)を作成します。
2. 印刷資源の作成
   (1) 乙は、甲の要望にもとづき本システムで甲が使用するロゴ・イメージ・タイル、外字、フォームオーバレイ等を作成し、成果物(以下「成果物」という)を納入します。
   (2) 甲は、前号のロゴ・イメージ・タイル、外字、フォームオーバレイ等の著作物に関し、著作権または著作権法に基づく複製権を有しており、本サービスによりなんら第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証するものとします。
3. 前 2 項の実施内容の詳細および「成果物」は、甲乙で契約締結までに協議決定します。
4. 乙が「成果物」を納入した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証または作業完了を確認する書面を乙に交付するものとします。
5. 「成果物」の納入により、本サービスは完了するものとします。
6. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本サービスの対価を乙に支払うものとします。
7. 「成果物」に関する保証については、「成果物」に誤植，落丁，棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合に、「成果物」の納入から 3 ヵ月間、無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
8. 本サービスの履行にあたり新規に開発された物，構造，方法もしくは手順等に関するアイデア，コンセプトであって、システムの設計，開発及び製作等に必要なエンジニアリング資料，図面，仕様書，指示書，手順書，報告書及びその他の技術資料に含まれる成果に関して「工業所有権等」を取得する権利は、甲が発明・考案を行った場合は甲に、乙が行った場合は乙に、甲乙共同で行った場合は甲乙共有(持分均等)に帰属します。
9. 「成果物」の著作権は、著作権法第 27 条(翻訳 ・ 翻案権)および第 28 条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利) の権利を含み、「成果物」の納入の時点で、乙から甲に移転するものとします。ただし、「成果物」を構成する著作物のうち、本サービスに着手する以前から乙が著作権を保有していたものの著作権は、乙に留保されるものとします。
10. 甲が乙の責に帰すべからざる理由でサービスを中止した場合、甲は、本サービスの出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料，「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡します。
11. 「成果物」 納入完了後に甲がシステムの構成を変更し、乙に「成果物」の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。
12. 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上